

第73号（第93条関係）

第	号	
猟銃等保管業務廃止等命令書		
年 月 日		
殿		
公安委員会 印		
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第3項の規定により、以下のとおり 猟銃等の保管の業務を<sup>廃止</sup>停止することを命ずる。</p>		
保 管 業 者	名 称	
	所 在 地	
命 令 の 内 容		
業 務 の 廃 止 又 は 停 止 を 命 ず る 理 由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 不用の文字は、横線で消すこと。